



明るい選挙啓発ポスター・ 標語作品を募集します



市選挙管理委員会と八千代市明るい選挙推進協議会では、選挙啓発活動の一環として、市教育委員会の後援により「明るい選挙啓発ポスター・標語作品」を募集します。

選挙は、私たちの代表を決める大切なものです。選挙についてご家族で話し合うきっかけとしていただき、有権者へ明るい選挙や棄権の防止を呼び掛ける作品の応募をお願いします。

募集作品の規定

●ポスター作品

明るい選挙を呼びかける内容のもの。描画材料は自由。サイズは、画用紙の四つ切(54.2cm×38.2cm)、八つ切(38.2cm×27.1cm)またはそれに準ずる大きさ。描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)一人1点、自作で他に応募していないもの。

●標語作品

きれいな選挙の推進、棄権防止の呼びかけをするもの。形式(俳句など)、標記(漢字、

ひらがな、カタカナなど)の制限なし。20字以内。一人2点まで、自作で他に応募していないもの。

市ホームページか右のコードから応募用紙をダウンロードできます。



■応募資格 市内在住・在学の小・中学生、高校生。

■応募方法 ポスターは、作品裏の右下に市町村名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を、標語は、作品表の左に学校名、学年、氏名(ふりがな)を記入し、9月10日(金)までに〒276-8501市選挙管理委員会へ学校を通して応募するか郵送してください。なお、特定の政党や候補者を表現した内容は避けてください。

■応募作品について 応募作品は、市や県により審査を行います。著作権は主催者に属し、作品展や選挙啓発などに活用します。その際、氏名、学校名、学年を公表します。応募作品は原則返却しません。お問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎483-1151へ

政治家の寄附行為は禁止されています

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を求めることは、法令により厳しく制限されています。

■政治家に対する寄附の禁止 政治家(公職の候補者、公職の候補者になろうとする人、現在公職にある人)が選挙区内の人に対して寄附をすることは、次の①~④を除き、その時期や名義に関わらず罰則を持って禁止されています。①政党や政治団体、またはその支部に対する寄附、②親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)に対する寄附、③選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償、④本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典 ③のうち、食事や食料を提供することは、罰則の対象となります。④に当てはまる場合でも、選挙に関して行われた場合や、一般的な社交の程度を超えている場合は罰則の対象となります。また、政治家以外の方が、政治家名義の寄附をすることも罰則の対象となります。

【禁止される寄附の例】 ▶お中元やお歳暮を贈る ▶

開店祝いに花輪などを贈る ▶祭りや地域の集まりなどに寄附金を出したり、酒などを贈ったりする

■政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止 有権者が政治家に寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を脅して、無理やり要求をすること、当選や被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること、政治家名義の寄附を求めることは、罰則の対象となります。

■その他の禁止行為 選挙区内の人に対して、次のような行為も禁止されています。▶政治家が役員、構成員である団体、会社が、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附を行う(政党に対するものを除く) ▶後援団体が寄附を行う ▶時候のあいさつ状を出す(答礼のための自筆によるものを除く) ▶あいさつを目的とする有料広告を掲載する

その他具体例は、「選挙運動・政治活動Q&A」に掲載しています。市ホームページまたは右のコードから見られます。



夏休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しておきましょう。

○不審者に出会ったときの対応は?

「いかのおすし」を合言葉に! 『**い**かない・**の**らない・**お**お声を出す・**す**ぐに逃げる・**し**らせる。』を合い言葉に、危険から身を回避させる力を育てましょう。

○安全に安心してインターネットを利用するために インターネットの使い方が急激に変化しています。コミュニケーションサイトの利用によるトラブル、歩きスマホ・ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。



保護者の理解と見守りが、子どもたちを守ります!

○愛のひと声を!

子どもの小さな変化を見逃さず、気になったときは「どうしたの?」と優しく声を掛けましょう。良い行いは、その場で褒めるのが一番です。

○ダメなものはダメ!

未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものはダメ!」の一言が、子どもを非行から救います。酒やタバコの害について、子どもたちは知識と判断力が不十分です。話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。

○夜間の外出は控えましょう!

千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。保護者の同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び千葉県施行条例により禁止されています。



■青少年相談をご利用ください

青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談に応じます。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

電話相談、来所相談(要電話予約)があり、受付時間はいずれも祝日を除く月曜から金曜日午前9時~午後4時。お問い合わせは、青少年センター/八千代市大和田138-2教育委員会庁舎内 ☎483-2842へ

募集 **「八千代市都市計画審議会」の市民委員**
都市計画道路や公園など、都市計画に関する案件の決定や変更などについて、市長の諮問に応じ審議などを行います。委員の職務上知り得た情報については、守秘義務が課されます。
▼資格 市内に在住している人で、年1~2回程度行う昼間の会議に出席でき、本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 2人 ▼報酬 1回につき7000円
▼任期 10月1日から2年間 ▼応募方法 8月13日(金)必着で任意のA4用紙に住所・氏名(フリガナ)・性別・生年月日・電話番号・主な職歴、他の審議会委員になっている人、または過去に審議会委員になったことがある人はその審議会の名称を記入し、応募の動機を含めた「将来を見据えた八千代市のまちづくりについて」と題した800字程度の作文を添えて、〒276-8501市役所都市計画課へ持参、郵送または市ホームページ「市民委員の公募」から応募。応募書類は非公開で返却しません。
(都市計画課 ☎421-6697)

都市計画案の概要の縦覧及び公聴会のお知らせ
区域区分(県決定)、用途地域及び高度地区(市決定)の変更に係る案の概要を縦覧し、公聴会を開催します。対象地区は、八千代カルチャータウン地区(保品、米本及び神野の各一部)です。詳しくは市ホームページをご覧ください。
■案の概要の縦覧 ▼期間 7月27日(火)~8月10日(火)※土曜日曜日・祝日を除く ▼時間 午前8時30分~午後5時15分
▼場所 市役所5階都市計画課、千葉県国土整備部都市整備局都市計画課
■公聴会 ▼日時 8月22日(日)午後2時から ▼場所 市役所2階第1・2会議室 ▼申し出方法 公述申出書に住所、氏名をご記入の上、意見の要旨を原稿用紙2枚にまとめて添付し、8月10日(火)(消印有効)までに市役所都市計画課へ郵送または持参。※申し出がない場合、公聴会は中止となります。
(都市計画課 ☎421-6697)

黙々と献花の集い
原爆犠牲者の冥福を祈り、恒久平和への誓いを新たにするため、広島原爆投下時刻に合わせて黙々と献花を行います。被爆体験講話の上映や事前に募集した千羽鶴、原爆などのパネル展示も行います。
▼日時/場所 8月6日(金)午前8時/市民会館大ホール
(シテイプロモーション課 ☎421-6703)

